

令和 6 年度 鹿 児 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 3 回 鹿 児 島 県 最 低 賃 金 専 門 部 会 議 事 録

	開 催 日 時	令和 6 年 8 月 5 日 (月) 9 時 55 分 ~ 11 時 35 分
	開 催 場 所	鹿 児 島 合 同 庁 舎 第 2 会 議 室
出席者	公益代表委員 (3 名)	伊藤周平 川口俊一 松枝千鶴 (敬称略)
	労働者代表委員 (3 名)	海蔵伸一 白石裕治 眞下浩一 (敬称略)
	使用者代表委員 (3 名)	岩重昌勝 千代森修一 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (3 名)	森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1 鹿 児 島 県 最 低 賃 金 の 改 正 審 議 に つ い て 2 その他	
配付資料	1 労働力調査 (令和 6 年 6 月 総務省統計局) 2 県内企業・業況調査結果 (令和 6 年 7 月 31 日発表 鹿 児 島 銀 行 ・ 九 州 経 済 研 究 所)	

川口部会長

皆さん、おはようございます。定刻前ではございますが、委員は全員おそろいということで、始めさせていただきたいと思います。それでは、ただいまから令和 6 年度第 3 回の鹿 児 島 県 最 低 賃 金 専 門 部 会 を 開 会 いた します。

まず、開会に先立ちまして、本日の部会の成立状況を事務局より御報告をお願いします。

小城賃金室長

おはようございます。本日は、公益委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名の合計 9 名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本 専 門 部 会 は 有 効 に 成 立 して おりますので御報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて、本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、1 名の傍聴の希望と報道機関 4 社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

川口部会長

ありがとうございました。

本専門部会は成立しているということです。これから審議を始めたいと思いますが、今、事務局からお話がありましたように、本日は傍聴と取材を希望される方々がいらっしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場においては公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料の配付をお願いいたします。

<事務局：傍聴者及び取材者を案内>

川口部会長

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

まず、事務局から報告等がありましたらお願いいたします。

小城賃金室長

本日お配りした資料について御説明します。表紙につけている資料は、更新された経済情報等の資料を添付させていただいております。

また、本日朝の時点で事務局にて把握している各局の審議決定状況等の情報としましては、Aランクの大阪局が目安どおりの50円の引上げで、改定額1,114円として8月1日に結審したとの情報が入っております。

以上でございます。

川口部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明及び配付資料等について何か御質問等ございませんか。よろしいですかね。

(質問等なし)

川口部会長

それでは、前回8月1日の会議において、労使それぞれから具体的な資料に基づいて見解が述べられ、具体的な金額提示として労側が63円の引上げ、そして、使用者側におかれては金額の提示はございませんでした。ということで、これ以上の審議は困難だと判断して今回は専門部会を終えたところであります。

前回、次回までに使用者側としても具体的な金額をお示ししたいとのことだったと思います。つきましては、まず、使用者側からその検討結果と金額等を述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

濱上委員

使用者委員、濱上でございます。

先週以降、検討をさせていただきました。私ども、基本的見解でも申し上げましたけれども、賃金改定状況調査の4表を重んじると、これが三要素を総合的に表しているということで4表を重視するということを申し上げております。それにはもちろん変わりはないんですけども、もう少し、特に支払い能力について、もうちょっと精度の高いといいますが、具体的な数字がないかなということで検討を加えました。

そうした中で、日本商工会議所さんの調査結果がありまして、これは第2回本審のときにもお配りいただいた資料なんですけれども、日本商工会議所さん、第2回本審のインデックスの青の1ですかね、ずっとページ繰っていただきますと参考資料というのがあります。これのパワーポイントの11ページに、日商、中小企業の賃金改定に関する調査というデータがございます。日本商工会議所さんということで、大きな中小企業の団体であるということ。それから、その資料を見ていただきますと、上に正社員、下にパート・アルバイトというふうにありますけれども、パート・アルバイトさんの、しかも時給についての調査結果が出ております。その中で、20人以下という、これも小規模事業者さんを対象にした調査でございます。

私ども、中小企業が鹿児島はほとんどであるということ、それから、しかもこれが20人以下を対象にしているということ、それから、パート・アルバイトさん、いわゆる非正規の職員の方の調査であるということ、それと、これが時給で調査をしてらっしゃるといようなことを考慮いたしました。それによりますと、3.88%の引上げがあったということのようでございます。ということは、それなりの支払い能力もある上でこの数字があるのかなということでございますので、私どもといたしましては、現

状の897円、これから3.88%引上げ、そうしますと35円弱になりますので、35円引き上げて932円という数字、これが妥当ではないかなということになりましたのでお示しをいたします。

以上でございます。

川口部会長

ありがとうございました。

使側から、今、金額提示がなされました。35円アップで、932円ということで、これに関する根拠等、計算等もお示しをしたところでございます。

これに関して御質問等ございませんか。

労側、公益ございませんか。

(質問等なし)

川口部会長

ないようでしたら、改めて前回労側がお示しした金額、そしてその根拠、そして今回使側がお示ししました金額と根拠とをあわせて御質疑、御意見等ございましたら何かこの場であげていただければと思いますが。

白石委員

労働側、白石です。

第3回に関して、前回、根拠も示してというような形でこちらのほうの金額を出させてもらいましたが、追加資料でまた説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

前回、資料をお渡ししてお示したところではございますが、第3回に関して、追加資料というような形で、今、全国的にどういうふうになっているのかなというようなところで、まず、1ページ開けてもらいまして、現在、徳島県と岩手県で、県知事から、最賃を引き上げるというような要請書が、審議会に出ているというようなことで、今、2ページおつけしております。

まず、徳島に関しては、知事が、賃金が安いイメージが固定化すると若者が県外に出

てしまうと、最低1,000円は超える形で最低賃金が決まることを強く望んでいるという
ようなことが、徳島では起こっております。やはり鹿児島も状況は一緒に、安い賃金
のイメージが固定化してしまうというようなところで見ると一緒ではないのかなとい
うふうに思っております。

次のページに移りまして、これは昨年全国最下位になった岩手県ではございますが、
岩手県の知事からも、都市部のみならず隣県との格差が生じていると、優秀な人材が
安心して県内に定着し、やりがいと生活を支える場所がというようなことで書いてお
ります。やはり地方におきましては、若者を含めて県外に出てしまうというような懸
念が、大きな県の問題になっていようかというふうに思っております。

次のページが、毎年、弁護士会で、全国も含めてなんです、今年初めて鹿児島もホ
ームページにはアップされておりましたが、毎年、今回、審議会に、会長声明という
ようなことで出されて、本審の専門部会の1回目、ここに出た内容を記載してありま
す。

ここにピンクの横線を引いておりますが、消費者物価の大幅な上昇が続いており、国
民において、食料品や光熱費などの生活の基礎となる部分で、一連の価格高騰のあお
りを受けてこれまでにない家計の負担に苦しむ状況が続いていると。労働者の安定し
た生活を実現するという観点から、この水準では依然として不十分であると言わざる
を得ないと。そのために最低賃金の引上げの動きを後退させてはならないと。そして
下段のほうには、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素としての、労働者の生計費
は都市部と地方部では大きな差はないというようなことで書いてあります。これは、
前回、海蔵委員からも、これを基に、目安の希望もあったというような形で思ってお
ります。

最後に、最低賃金の引上げによって労働者の安定した生活を確保するため、当会は、
最低賃金審議会に対して地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金
の大幅な引上げを、というようなことで改正されております。

その最低賃金の、次のページなのですが、私どもがずっとセーフティーネットだとい
うようなことで言っておりますが、次のページは、岩波のブックレットの最低賃
金：生活保障の基盤、というような本が出ております。この本の一番冒頭に書いてあ
る最低賃金というセーフティーネットというページから抜き出しております。最低賃
金は、正社員、契約社員、派遣社員、パート・アルバイトなどの雇用形態やポストに

かかわらず、また、国籍を問わず適用されていると。つまり、最低賃金制度は日本で働いている全ての人に最低限の生活を保障するためのセーフティーネットなのです、ということがまずうたわれているということと、次は、そもそも使用者と労働者の力関係を比べると、圧倒的に使用者側が強いのは説明するまでもありませんと。そこに何も法律的な介入がなければ、賃金が使用者に有利な方向へと限りなく下がっていく可能性があります。企業で不公平な賃金の買いたたき競争が起こると、極端な低賃金で働く労働者が増えていきます。その結果として生存権侵害などの人権問題が起こるだけではなく、健全な経済活動が阻害され、社会全体の活力も損なわれるでしょうと。それを防ぐために、法律によって労働者をこれ以下の賃金で働かせてはいけないというラインを決めることになったのです、というようなことが、この本に書いてあるというふうになっております。

そして、全体の流れとして次のページ、これは南日本新聞の記事から抜粋しておりますが、まず、7月6日の子育て世帯の65%が生活苦と、18歳未満の子供がいる世帯の65%が生活が苦しいと答えて、前回の22年調査より10.3%も上昇したということと、7月18日の掲載の中には、賃上げでも夏休みの予算減、ということで、2024年の春闘の大企業を中心とした大幅な賃上げが6月に始まった定額減税にもかかわらず、物価上昇と円安のマイナス要因が大きいというようなことが書いてあります。やはり物価高と円安が影響というようなことが書いてありますし、また、一番最後のページになります。これは第1回専門部会の時間当たりの賃金分布図、短時間労働者の分布図になります。今、専門部会のほうの資料にはこれがあるんですけど、これを私もよく見てみたんですけど、やはりちょっと鹿児島は特徴的なことがあるなということで、掲載させていただきました。

ここで見るのは九州含めてCランクのところのグラフ、そして、昨年度の岩手県がありましたので、ちょうど八つになるようにということで、福岡のほうはランクが違いますので消してあります。これを見ると、最低賃金近傍のところと同じような形のグラフになっているとは思いますが、さらに詳しく見ると、鹿児島を除いたほか、沖縄は、最低賃金の金額よりも900円前後で1本棒が立っているというような話と、次のページ、熊本、長崎、大分などを見ると、最低賃金よりも最低賃金以降の高い額のところのグラフが多いというふうな形になっております。

そこで私がちょっとびっくりしたのが、鹿児島県だけ特異な表になっておりまして、

この853円という縦の軸が、極めて高いと。ほかの県は最低賃金の金額に対してそれ以降の高くなっているところにある程度の分布のところがあるのですが、全くいない。それに加えて私がまたびっくりしたのが、ここの縦軸の人数なんですよね。鹿児島の場合、一番上が16,000人と。沖縄のほうは8,000人。そして、熊本、長崎などを見ても1万人以上の高さになっているのは鹿児島だけと。これを見ると、いかに最低賃金近傍の人数が、ほかの県よりも、多く分布しているというようなのが、改めて分かるのではないだろうかというふうに思っております。やはり、この桁数でいいますと、隣の熊本、長崎、大分、佐賀とかこの辺は、最低賃金の金額よりも、それよりも高い層の分布が、ある賃金帯のほうでまばらになってというか、多くなっているのですが、鹿児島の場合は最低賃金近傍のここだけが、1本だけ、ずば抜けて、そして人数も桁が違うほどいるというようなところが、鹿児島のほうの特徴なのかなというような形で、ちょっと私のほうで分析してみて提案させていただきたいなということになります。

そのグラフの下、隣県の宮崎におきましても、宮崎の上のランクが、6千人というような形で桁が全然違うと。宮崎のほうの棒グラフに、853円の鹿児島を入れたら、これがどのくらいまで伸びるのかというようなところも踏まえて、やはりこの現状の鹿児島県の最低賃金近傍の辺りの生活が、苦しくなっているんじゃないのかなというふうな形で分析しておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

川口部会長

ありがとうございました。

労側から追加資料の説明等がございました。何か御質問等ございませんか。

私のほうから1点、白石委員に御質問ですけど、最後の資料で鹿児島が非常に特徴的な分布のあり方があるということを御指摘いただきました。ここに関してのこの現状の原因はどのようなところにあるとお考えですか。

白石委員

やはり、最低賃金のところで、ここを出しとけばいいんだ、みたいな風土みたいなところがあるのかなというふうな形で思っております。ここがこれだけだから、うちも

これだけでいいのかなというような、いわゆる上を見て下を見てというようなところで、言葉が悪い言い方なのかもしれないんですけど、談合的な形でこの金額でというふうになっているのか。

分析はできておりません。あと、離島のところも含んでこのところがアップしているのかなというふうな形で思っております。

川口部会長

ありがとうございます。非常に興味深い御指摘ではあるなと思います。ただ、離島を考えるならば、若干、長崎のグラフも共通したような特徴が表れるのではないのかなという気もいたしております。

白石委員の考えでいくと、いわゆる鹿児島県の非常に特徴的な考え方、賃金決定における、それが影響しているという、今の段階ではそういった考えなのかなと思いつつも、私自身は非常にこれは興味深い状況もあるなどは考えているところでございました。ありがとうございます。

それでは、前に戻しまして、労側、使側、最終的に賃金提示は、労側が63円アップ、使側が35円アップということで一応提示がなされました、今日初めて。

この提示額も含めて何か御質問、御意見等ございませんか。

御意見等ございませんか。

(質問等なし)

川口部会長

もしここで御意見等ないようであれば、公益と労、公益と使という形で二者協議の中で議論をまた詰める作業に入ろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

川口部会長

それでは、この三者協議の場を1回閉じさせていただきたいと思います。

それでは、公・労、公・使協議に入ります。取材の方、傍聴の方は一旦退出をしてい

ただき、控室へ御移動をお願いしたいと思います。

<事務局、傍聴者及び取材者退室を案内>

<二者協議>

<事務局、傍聴者及び取材者再入場を案内>

川口部会長

議事を再開したいと思います。

先ほどから労側、使側と二者協議の中で最低賃金の審議をさせていただきました。金額の提示、提示金額に関する背景、あるいは経緯、そして現状、御意見、御希望等をいろんな形で交換させていただいたわけです。

ただ、今日の時点では、なかなか金額の提示の額にも隔たりがあると。そして、どのような形で調整されるべきかということも非常に流動的な部分がございます。というわけで、今回は、なかなかそこまで踏み込んだ金額の調整という観点にはなかなか至らなかったということで御理解いただきたいと思います。ですから、次のまた専門部会においてそういった部分を詰めていく形になろうかと思います。

それで、あと議題としまして、前回から二者協議等でお出しておりますスケジュール等の話に議題を移させていただきたいと思います。

7月22日ですかね、本審において、8月5日の今日が3回目です、4回目が8月7日水曜日、5回目が8月9日金曜日、こういったスケジュールで一応組んではおりました。それに関して、若干変更が必要ではないかという意見がございます。そこら辺りの意見の取扱いを協議したいと考えているところでございます。

これに関して、労側からでも使側からでもぜひ御発言ください。

岩重委員

使側の岩重です。

今回、ちょっと値段的に詰め切れずに、我々もまた再考を促されたということで、それはまた持ち帰ってしっかりと協議をして、また7日の会議に臨みたいと思います。

それで、7日の協議、これも私もちょっと何回か経験した中で、どうしても10月1日、それで無理でも10月5日云々とか、その後ろのほうの施行というものを前提の議論というのが非常にありまして、なので、専門部会で協議して決まったらということで、残りの二人のそれぞれ審議員の皆さん方と連絡を取って、急遽、晩方集まって云々ということで、それはそれでそういうやり方は致し方なかったのだと思うのですが、これだけ目安も上がって、そしてまた今日も株は大暴落していますし、そしてまたゼロゼロ返済等々が始まって、多くのいろんな事業所が廃業とか倒産も出始めております。考え方によってはいろいろ議論では、中小企業があまりにも多過ぎるから、いわゆる補助金がなしの自分の足だけで立てないようなゾンビ企業は淘汰されるべきだという荒い議論もないことはないですけども、しかし、それは私らとしては、やっぱり使用者側としては看過できないので、7日でどうしても協議ができないときに、9日も当然開かせていただかなきゃいけません。それで、どうしてもその先は待たないよということではなくて、また日々によっていろいろ景況も変わりますし。

ですので、私は10月1日とか云々、5日とかその発効というものにとらわれず、この際、やっぱりお互いが本当に納得のいく議論を積み重ねさせていただいた上での、賛成・反対ありますが、ですので、1回協議の場をそこで切るのではなくて、もう少し後ろのほうにもある程度の余力は残した上でのスケジュール調整をぜひしていただきたいと。その上で我々としてもまた、労側の皆さんにしてもまたいろんな資料とかいろいろとまた我々に対してのいろんな刺激的なお話もあるでしょうし、我々としても全国のいろんな仲間というか、使用者側のいろんな議論を見た上で、我々もここはやっぱり追求もしくは主張させてもらわなきゃいけないなということも出てくるでしょうから、ぜひそこは今回それをちょっと柔軟に受け止めてもらいたいなという気もします。

川口部会長

ありがとうございます。岩重委員がおっしゃるのは、5、7、9で終わるのではなくて、盆過ぎ、明けまで取りあえず設定が望ましいという考え、基本的にはそういった考えでよろしいですね。

労側はいかがですか。

海蔵委員

労側、海蔵です。

労側が額を提示した背景に、やっぱり地域間格差の是正ということの一つの重要な要素にしたいという意思がございますので、そうなりますと、やっぱり他県と比較ということではなくして、地域間格差を1円でも是正してくという考え方に立てば、少しほかの状況を見る必要がございますし、今回、A、Bとかが恐らく目安の50円とかの並びで結審していくのであれば、A、B、C間の格差是正という意味合いでは好機だというふうに捉えますので、やっぱり少し他県の状況を見たいというようなことも含めて、スケジュールが当初よりずれていくようなことも、受け止めたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

川口部会長

ありがとうございました。

労使ともに、今回は若干期日、スケジュールを延ばしたいという意向でございます。公益としても、そこに関しては、一応、今回に関しては盆過ぎまでかかるのも視野に入れてという考えではおるところであります。

そして、最初の基本的な考えの中にもありましたように、使側は、当然、他県の動向も勘案したいというのが基本的な考えの中にあります。他方、労働者側も、当然、基本的な考え方の中に他県との格差是正を目指すというのが考えの中にあるわけです。そういった意味では格差是正、そういった差をなくすという目的の下では、若干スケジュールを延ばすことにはなろうかなという考えでおるところであります。

今の基本的な考えに関して、事務局方は、今回、本審で一応決まったスケジュールに変更を加える手続の面、あと、盆過ぎのスケジュールの面等に関しては何かございませんか。

小城賃金室長

恐らくこれまであまりないケースです。こういう目安が非常に高いということで、そういう御議論をいただいておりますので。そもそも本審のほうで御説明させていただいているところでも委員の皆様の意見に沿って日程調整させていただいたわけですが、こういう状況ですので、これは変更する可能性もありますというふうなことで御議論

いただいて決めてきたスケジュールというふうに理解しております。

したがいまして、専門部会のほうでこういうふうに日程を変更したいということであれば、たまたま審議会会長の松枝委員もいらっしゃいますので、この場で日程を決めていただいて、会長のほうにも、当然、そこを了解いただいて、あとの残りの委員のほうにも御連絡をさしあげて、日程の変更という形で事務局としては動きたいと思っていますので、そこはこちらの専門部会のほうの決定に沿って対応したいと考えております。

川口部会長

ありがとうございました。松枝会長のほうはよろしいですかね、今の考えで。

松枝委員

公益の松枝でございます。

事務局のおっしゃったとおりで構いません。日程変更自体はただずると引き延ばすということでは全くなく、より精緻なところで議論をしたい、また、地域間格差の是正というところについても考えたいというところの意向が労使ともであれば、日程変更は全く構わないと考えております。

川口部会長

ありがとうございました。ということで、若干変更を加えるということで御理解いただきたいと思います。

ということで、次回7日の水曜日と9日の金曜日をどうするかという当面の問題がございます。そこら辺りに関しては御意見ございませんか。こちらの考えを申し上げてよろしいのかな。何か希望とかがございますか。

松枝委員

意見としましては、またあさってに資料がすぐ出てくる、また次の議論が出てくるのであれば7日も開いて9日も開いてというのもありますけれども、たくさん来た資料をもう一度それぞれが持ち帰って見直して、それぞれの議論を立て直す時間というのが必要であれば、7日を外して9日からを次の回とするということもありがちなと思

います。それは労使にお任せするところになります。

川口部会長

今、松枝会長からありました。一つの選択肢として、7日の4回目を外しまして、9日の金曜日を4回目とする、そして、必要に応じて5回目を盆過ぎに持ってくるという一つの提案ではございます。どうですか、労使の皆さん方。考え方としまして。

濱上委員

構いません。

岩重委員

9日できれば今おっしゃっていただいたように、7日を外して9日に再度それぞれ持ち寄ってということで。

川口部会長

ありがとうございます。労側もそういったスケジュールに変更をよろしいですか、基本的には。

白石委員

はい。

川口部会長

ありがとうございました。

それでは、次回は7日の4回目を外しまして、9日の金曜日を4回とします。そして、必要に応じて5回目を盆過ぎの日程に変更したいと考えておりますけど、5回目の日程に関してはどのような取り計らいをすべきでしょうかね。特に事務局、そこら辺りの会場の都合であるとか。

森川労働基準部長

今、賃金室長からあったように前例のない話ですので、もちろん委員の皆様がおっし

やったことなので、9日より後ということも当然あり、次回、9日に急に決まる可能性ももちろんないではないので、それは一応、今、各委員からそういう御意向がありましたということで、次回というか、いわゆる5回目というか、9日より後があったときに備えて改めて日程調整をさせていただきたいと思います。今ちょっとここでまだ何日というのは決められないので。

川口部会長

ありがとうございました。

ということで、5回目に関しては、また後日検討を加えて日程の設定を行うということでもよろしいですね。

(異議なし)

川口部会長

ありがとうございます。

ということで、最後になりましたけど、事務局から連絡事項等ございますか。

西野賃金室長補佐

今、御協議いただいたとおり、今回は当初予定の7日を1回飛ばしまして、9日金曜日、午前10時からこちらの会場ということでお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

川口部会長

ありがとうございました。

それでは、今回は8月の9日金曜日午前10時から開催いたします。

最後になりました。議事録の確認者を指名いたします。労側は白石委員、使側は濱上委員をお願いいたします。

これにて本日の専門部会は閉会いたします。どうもありがとうございました。